

土地売却要領及び一般競争入札参加案内

令和8年6月2日

下記の要領で、一般公募（入札）により未利用市有地を売却します。

1. 売却物件

所在地	地積(m ²)	地目	最低売却価格	備考
築港4丁目7142番18	107.23	宅地	4,396,000円	更地

※最低売却価格と固定資産税等の評価額は異なります。

2. 入札参加資格

入札に参加できる方は、日本国内に居住する方とします。ただし、次に掲げる方は、入札に参加することができません。

- (1) 玉野市の市有財産に関する事務に従事する職員
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する方
(成年被後見人、契約締結のために必要な同意を得ていない被保佐人、営業の許可を受けていない未成年者、破産者で復権を得ない方、指定暴力団員、指定暴力団の配偶者等)
- (3) 次のいずれかに該当すると認められる方で、その事実があった後3年を経過しない方及びその方を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する方
ア 市との契約履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした方
イ 市の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた方又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した方
ウ 市の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は市との契約者が契約を履行することを妨げた方
エ 地方自治法第234条の2第1項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた方
オ 正当な理由がなくて、市との契約を履行しなかった方
カ 市との契約の後に対価の額を確定する場合において、当該対価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った方
キ アからカまでのいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した方
- (4) 玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第3号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等（入札参加者が法人である場合、役員に暴力団員等が含まれている場合も入札に参加できません。）
- (5) 入札参加者又はその役員（ウ、エ及びオについては、入札参加者の経営に事実上参加している者を含む）が次のいずれかに該当する場合
ア 集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある団体の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であるとき、又は暴力団関係者が入札参加者の経営に事実上参加して

いる場合

- イ 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき
 - ウ 暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
 - エ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
 - オ 暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき
 - カ 玉野市から受注した建設工事等の施工に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届けなかったとき
- (6) 市町村税（当該市町村税に係る徴収金を含む）を滞納している者
- (7) その他市長が不相当と認める者

3. 用途制限

売払い物件については、売買契約書において次の用途制限を付すとともに、これらの用途に使用されるおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることも禁止しますので、この点を理解されたうえで、入札に参加してください。

- (1) 玉野市暴力団排除条例（平成24年玉野市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の活動の拠点となる施設、その他これに類する施設の用に供することはできません。
- (2) 契約の締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。

4. 入札についての注意事項（物件調査、引き渡し）

- (1) 入札を希望される方は、本書を熟読され、売払い物件の法令上の規制を承知したうえで申し込んでください。
- (2) 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。
（物件調書に記載している建ぺい率・容積率は、地区計画や前面道路の幅員などを加味していません。）
- (3) 越境物が存在する場合には、隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などに関して、すべて買受人において行っていただきます。
- (4) 水道に関する給水装置の修理や配管の移設並びに下水道に関する汚水樹の修理や排水管の移設等に要する費用は市では負担しません。
また、上下水道並びに電気など供給処理施設の引込みが可能である場合に、既設の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、市では、補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出及び手続等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者などにお問い合わせのうえ、買受人で対応してください。
- (5) 建物及び付帯建物、工作物等の点検・修理・撤去、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、フェンス・囲障・井戸など地上・地下・空中工作物の補修・撤去などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、一切市では行いません。
- (6) 売払物件については、原則、地下埋設物、地盤調査、土壌調査及び建物状況調査などは行っていません。

(7) 売払物件については、現状有姿での引渡しとなります。(※現況と図面等が相違している場合、現況が優先しますので必ず現地をご確認ください。)

5. 入札参加申込

次の期限までに「入札参加申込書」等を提出してください（郵送可。ただし、一般書留郵便又は簡易書留郵便に限る）。期限までに提出されていない場合は入札に参加できません。

(1) 申込期限：令和8年6月30日（火）17時 必着

(2) 提出先：〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市財政部契約・財産管理課（市役所本庁舎2階）

(注) ・受付は、月曜日から金曜日の8時30分から17時15分までです。

・閉庁日（土曜日、日曜日、祝日）は受付を行いません。

(3) 提出書類：①入札参加者が個人の場合

- ・入札参加申込書（実印が押されたもの）
- ・本人の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・誓約書
- ・市町村税の完納証明書（直近のもの）
※玉野市に課税がない場合は、住民票上の住所地の市町村発行のもの。

②入札者が法人の場合

- ・入札参加申込書（実印が押されたもの）
- ・現在事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・法人の印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・誓約書
- ・市町村税の完納証明書（直近のもの）

※玉野市に課税がない場合は、納税地の市町村発行のもの。

6. 入札参加資格の確認

入札参加資格を確認のうえ、資格があると認められる者には「入札参加受付確認書」を送付します。資格がないと認められる方には「入札参加不適合通知書」を送付します。いずれも入札参加申込期限から起算して8日以内（7月7日（火）まで）に通知します。

7. 現場説明

現場説明は行いませんので、入札参加者ご自身において現地の調査・確認を行ってください。

8. 入札実施の日時

入札日：令和8年7月17日（金） 受付時刻 10:00～10:30

入札開始予定時刻 10:30

会場：玉野市役所 2階 第一会議室

(注) ・受付時刻に遅れた場合は入札に参加できません。

- ・入札参加資格に係る確認状況によっては、入札開始時刻が遅れることがあります。
- ・入札会場には、申込者につき1名しか入れません。
- ・駐車場は、本庁舎の外来駐車場をご利用ください。

9. 入札参加に必要なもの

(1) 入札にご本人（法人の場合は代表権のある方）が出席される場合

- ①入札参加受付確認書
- ②印鑑（入札参加申込書に添付した印鑑の証明書により証明された印鑑）
- ③入札書

(2) 入札に代理人が出席される場合

- ①入札参加受付確認書
- ②委任状
- ③代理人の印鑑（委任状に押印されているもの）
- ④入札書

10. 入札を共有名義で申し込みたいとき

共有名義による入札を行われる場合は、入札参加申込書及び入札書に共有名義人各々の署名及び実印の押印等が必要になります。共有名義で入札されたい方は、あらかじめお問い合わせください。

11. 契約の締結

落札された方は、落札決定の日から14日以内に契約を締結していただきます。

契約締結の際、契約保証金（契約金額の10%以上に相当する金額）を納付していただきますが、入札時に納付いただいた入札保証金は契約保証金の全部又は一部に充当します。

なお、落札者が契約を締結しない場合は、落札者の資格を失い、納付していただいている入札保証金は市に帰属します。

12. 売買代金の納入

売買代金（契約保証金を差し引いた金額）は、原則として契約締結日の翌日から起算して3月以内に納入していただきます。

納入期限までに売買代金が完納されないときは、契約を解除します。この場合、契約保証金は市に帰属されます。

13. 所有権の移転

所有権は、売買代金が完納された時に、市から買受人へ移転します。

14. 登記手続き

(1) 土地及び登記建物建物に係る所有権移転の登記手続きは、売買代金完納後、市が行います。なお、登録免許税は買受人が負担するものとします。

(2) 所有権移転登記と同時に買戻特約の登記を行います。

15. 契約保証金及び売買代金以外に必要な費用

(1) 契約書に貼付する印紙代

(2) 不動産の所有権移転の登記などに必要な登録免許税

16. 入札結果の公表について

落札結果については、すべての入札を対象として、落札者の法人・個人の別、物件所在地、地目、面積、開札年月日、開札場所、最低売却価格、各入札参加者の入札金額、落札金額を公表する場合があります。

- ① 法人の場合：「法人」であること（商号又は名称の公表はしません）
- ② 個人の場合：「個人」であること（氏名の公表はしません）

17. お問い合わせ先

〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号

玉野市財政部契約・財産管理課

電話 0863-32-5518

入札についての注意事項

入札を希望される方は、「土地売却要領及び一般競争入札参加案内」並びにこの「入札についての注意事項」を熟読のうえ、入札してください。

(入札の代理)

代理人が入札しようとするときは、入札の前に必ず委任状を提出してください。なお、代理人は2人以上の入札者を代理することはできません。また、入札者は他の入札者の代理人となることはできません。

(入札会場への人数制限)

入札会場へは、申込者につき1名しか入れません。

(入札書の様式及び使用する印鑑)

- ・入札は、所定の入札書を使用してください。
- ・入札書に押印する印鑑は、本人が入札される場合は、入札参加申込時に提出された印鑑の証明書の印影と同じ印鑑とします。代理人が入札される場合は、委任状に押印された代理人の印影と同じ印鑑とします。なお、それ以外の印鑑の場合、入札書は無効とします。

(入札書の記入方法)

入札書には、入札者の住所、氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）を記入のうえ、押印してください。

入札金額の記載は、算用数字を使い、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。なお、記入に当たっては、ボールペン、万年筆等を使用してください。容易に書き換えることのできる筆記用具（鉛筆、フリクションペンなど）は絶対に使用しないでください。

(提出済みの入札書)

提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引き換え、変更又は取り消しを行うことはできません。

(入札の無効)

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- ・入札に参加するこのできない者がした入札
- ・入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札
- ・談合による入札
- ・入札書の金額、氏名（法人にあっては法人名及び代表者氏名）、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- ・同一の入札について、2以上の入札をした者のした入札
- ・郵便又は電信による入札
- ・2人以上の代理人となって提出した入札
- ・自己のほか、他人の代理人を兼ねて提出した入札

(開札)

開札は、入札者の面前で行います。

(落札者の決定)

落札者は、最低売却価格以上の価格であって、最高の価格を入札した者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、このくじは入札執行者（契約・財産管理課職員）の指示に従い、参加者本人又は代理人が引くものとします

(契約の締結)

- ・落札者が落札決定の日から14日以内に契約を締結しない場合、落札は無効となります。
- ・契約は所定の契約書を作成し、市、落札者双方が記名押印した時に成立します。
- ・売買契約締結の際、契約保証金として、契約金額の100分の10以上に相当する金額を、市が用意する納付書により納付してください。
- ・落札者以外の名義人とは契約を締結しません。

(費用の負担)

- ・入札の参加に要する一切の費用は、入札参加者の負担とします。
- ・落札後契約締結までに要する一切の費用は、入札参加者の負担とします。

(その他)

本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び玉野市財務規則、玉野市契約規則など関係法令の定めるところによって処理します。